

令和3年度

第2回定期監査結果報告書

伊達市監査委員

令和3年度第2回定期監査の結果に関する報告書

目 次

第1	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	監査の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
第5	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第1 監査の対象

- 1 協働まちづくり課
- 2 防災危機管理課
- 3 生活環境課
- 4 健康推進課
- 5 健幸都市づくり課
- 6 農政課
- 7 教育総務課
- 8 生涯学習課
- 9 学校教育課
- 10 こども未来課
- 11 ネウボラ推進課

第2 監査の実施期間

令和3年11月10日から令和3年11月16日まで

第3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査の対象に掲載している部署を対象に、令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、同条第1項により監査を実施した。

第4 監査の方法

監査対象の部署から、令和3年度事業内容の「事務事業総括表」を前もって提出させ、その中から監査対象事項を抽出し、執行中の財務に関する事務（予算の執行状況、収入、支出、契約、出納管理、事業の進捗状況など）を中心に、事業の管理や組織の管理などが関係法令等及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、合规性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から説明を求め監査を実施した。

各部署共通事項として「補助金及び交付金に関する事務処理」について、申請から交付決定、実績報告までの一連の事務処理の点検を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに実施した事業や変更のあった事業について、事務内容の説明を求めるとともに一連の事務処理について点検を行った。

さらに、前年度の定期監査で指導事項があった部署に対して、措置状況について確認を行った。

対象事項の監査に当たっては、最初に課長等から事業概要の説明を受けるとともに、抽出した事務事業の執行状況、契約書、支出内容を資料等と併せて提示させ、計数及び内容を確認するとともに、今後の見通しなどを含めて説明を求め、文書の管理状況など必要な手順により実施した。

第5 監査の結果

事業の進捗管理の実態や個々の伝票処理、関係書類の添付及び整理状態は概ね適正に処理されていると認められた。

今回は共通項目として「補助金及び交付金に関する事務処理」について監査を実施した。申請、交付決定、実績報告の事務処理において概ね適正に管理及び事務処理がされていた。

次に契約の事務処理において、「伊達市長期継続契約に関する条例」に規定されている契約について、事務効率や競争性を考慮し、単年度の契約から長期継続契約への検討をされたい。

今回の定期監査では、故意又は重大な過失や著しく適正を欠く事務処理による指摘事項は確認されなかった。